

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農業政策課	整理番号	3-14
許認可等の種類	農業協同組合の解散の議決の認可			
根拠法令条例等・条項	農業協同組合法第64条第2項			
許認可等の概要	農業協同組合の解散の議決の認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」(平成23年2月28日付け22経営第6374号農林水産省経営局長通知)</p> <p>(1)形式的事項</p> <p>① 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。</p> <p>② 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。</p> <p>③ 定款は法第28条に規定する事項がすべて網羅されているか。</p> <p>④ 決定手続きは法第44条、第46条等に照らし、適法に行われているか。</p> <p>(2)内容に関する事項</p> <p>① 目的、事業等の基本的事項(総則)は、法第1条、第10条等の規定に照らし適正か。</p> <p>② 事業の執行の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。</p> <p>③ 組合員に関する規定は、法第12条の規定の範囲となっているか。</p> <p>④ 経費の分担に関する規定は、会員間の公平性が確保できるものとなっているか。</p> <p>⑤ 会計の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。</p> <p>⑥ 役職員の規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。</p> <p>⑦ 総会に関する規定は、法第43条の2、第44条等の規定に照らし、合法的に行われるものとなっているか。</p> <p>⑧ 組合が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。</p> <p>⑨ 組合による事業活動の遂行において、当該活動が疎かになる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。</p> <p>⑩ 地区の重複する組合が複数設立される場合にあっては、当該組合が相対立する方針に基づいて事業を実施するなどにより、かえって当該地区の農業の振興を図る上で支障が生じるおそれがないか。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	2月(信用事業又は共済事業を行わない組合の場合)			
期間の制定根拠	<p>・農業協同組合法第64条第3項</p> <p>・「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」(平成23年2月28日付け22経営第6374号農林水産省経営局長通知)</p>			